

宮城県独自の就学支援補助金(上乘せ補助)

減免要件	次の①②に すべて 該当すること ①保護者等が宮城県内に住所を有していること ②就学支援金の算定基準額(前ページの計算式参照)が154,500円以上167,100円未満
補助額	国の就学支援金9,900円に、県で9,900円を上乘せし、計19,800円(月額)を補助
減免方法	就学支援金同様、授業料から差し引いて学納金を徴収します。

入学金の減免

減免要件	次の①②に すべて 該当すること ①保護者等が宮城県内に住所を有していること ②保護者等の県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が257,500円未満	
減免額	生活保護(生業扶助)を受給している者	44,350円(入学金から県立高校の入学金相当額を除算した額)
	②の合計額が0円	50,000円(入学金の全額)
	②の合計額が100円以上257,500円未満	25,000円(入学金の半額)

※入学金の減免手続きは、本校入学者が対象者となります。(他校へ入学する場合には、その高校にお問い合わせください。)

東日本大震災被災に関する減免

〈令和7年度で終了予定〉

減免要件	次の①②に すべて 該当すること ①福島第一原発事故の避難区域に居住し被災したこと ②就学支援金の算定基準額(前ページの計算式参照)が154,500円未満
対象経費	設備維持費168,000円(年額)、入学金50,000円

高校生等奨学給付金について(令和6年度)

支給要件	次の(1)から(4)に すべて 該当すること (1)保護者等が宮城県内に住所を有していること ※宮城県外在住の保護者等はお住まいの都道府県に申請可能 (2)保護者等の県民税および市町村民税の所得割が0円(生活保護のうち生業扶助の受給世帯を含む) (3)基準日(7月1日)に在学していること(休学している場合は対象外) (4)児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていないこと	
支給額(年額)	①生業扶助受給世帯 ②所得割が0円(①を除く):第1子 ③所得割が0円(①を除く):第2子以降	52,600円 142,600円 152,000円 ※「第2子以降」とは、保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟がいる場合
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●申請できる保護者等は就学支援金申請時の保護者等に限りません。 ●就学支援金システムを利用して抽出した対象者に申請書類を配付します(例年8月下旬)。 ●申請後は宮城県の審査を経て、申請者の口座に振り込みとなります。 	

高等学校等育英奨学資金(奨学金)

宮城県および他団体による育英資金(奨学金)です。

宮城県高等学校等育英奨学資金(私立学校通学者)

貸し付け月額	
自宅通学者 / 30,000円	自宅外通学者 / 35,000円

※1:手続きは高校入学後で、学力基準と所得基準があり、無利子です。
※2:宮城県以外の出身者は各出身県の育英奨学資金制度を利用できます。